

株式会社商工組合中央金庫による 危機対応業務の拡充について

平成21年7月27日

中小企業庁

商工中金による危機対応業務について

- 危機対応業務は、金融危機や大規模災害に際して「指定金融機関」が公的金融を担う仕組み。政策金融改革で創設。
- 商工中金は、株式会社化後においても、中小企業金融の円滑化を使命とする金融機関として、危機対応業務に積極的に対応。

危機対応業務とは

日本政策金融公庫による支援を受け、「指定金融機関」が、内外の金融秩序の混乱、大規模災害、テロリズム等による被害に対処するために必要な資金を供給する業務。

【公庫法関連条文】

特定資金 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であって政令で定めるものをいう。 (2条4号)

危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け（以下「特定資金の貸付け等」という。）のうち、公庫からの信用の供与（第四十一条第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）を受けて行うものをいう。 (2条5号)

商工中金：「みなし指定金融機関」

中小企業に対する金融の円滑化を使命とする商工中金は、「みなし指定金融機関」として、危機対応業務を行うこととされた。

【公庫法関連条文】

公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。 (11条2項)

指定金融機関は、次条第一項の規定による主務大臣の定めに従つて危機対応業務を行うこと。 (21条1項1号)

株式会社商工組合中央金庫は、附則第一条第五号に定める日（※平成20年10月1日）において第十一條第二項の規定による指定を受けたものとみなす。 (附則第45条第1項)

商工中金の危機対応業務の実績

- 平成20年度第2次補正予算を受けて、本年1月末から危機対応業務の本格的取り組みを開始。
- 当初は、中堅・中小企業合わせて1.2兆円の融資枠。
- その後の資金ニーズも踏まえ、平成21年度補正予算で4.2兆円に拡大。

| | H20年10月 -H21年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 中堅向け | 33億円 (25件) | 165億円 (82件) | 542億円 (196件) | 241億円 (72件) | 403億円 (88件) | 873億円 (144件) |
| 中小向け | 211億円 (603件) | 1, 672億円 (2, 727件) | 1, 242億円 (2, 275件) | 1, 293億円 (2, 221件) | 1, 043億円 (1, 917件) | 1, 154億円 (1, 889件) |
| 合計 | 244億円 (628件) | 1, 837億円 (2, 809件) | 1, 784億円 (2, 471件) | 1, 534億円 (2, 293件) | 1, 446億円 (2, 005件) | 2, 027億円 (2, 033件) |

| | 累積 |
|------|--------------------|
| 中堅向け | 2, 257億円(607件) |
| 中小向け | 6, 615億円(11, 632件) |
| 合計 | 8, 872億円(12, 239件) |

株式会社商工組合中央金庫法の改正について

危機対応業務の拡大のために、商工中金の自己資本の強化が必要。このため、政府による商工中金への出資を可能とする法律改正が行われた。

経緯

- 4月27日、高村正彦議員外6名の衆議院議員が改正法案を提出。
- 5月22日・27日、衆議院経済産業委員会において審議、6月3日同委員会採決。翌4日同院本会議にて可決。
- 6月11日参議院経済産業委員会において審議・採決、翌12日参院本会議にて可決。
- 6月19日、改正法の公布・施行。
- 7月13日、商工中金に対し、国が1500億円出資。

自己資本強化の必要性

- 危機対応貸付の拡大により商工中金の自己資本比率が低下(現在8.9%)。
- 追加出資により自己資本比率8.0%の維持が必要。維持できない場合、調達金利の上昇や国際業務への支障が懸念される。

(注)商工中金の資本構成(平成21年3月末)

| | |
|-------------|-------|
| 資本金のうち政府出資分 | 46.5% |
| 同、民間出資分 | 53.5% |

【法改正の概要】

「危機対応準備金」の創設

- 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤の確保に資する「危機対応準備金」を創設。
- 平成23年度末までの間、政府は「危機対応準備金」に出資を行うことができる(平成21年度補正予算で1500億円を計上)。
- 商工中金は、危機対応業務の実施に必要な財務基盤が確保されたと認める場合に国庫納付。
- 株主への分配を禁止。

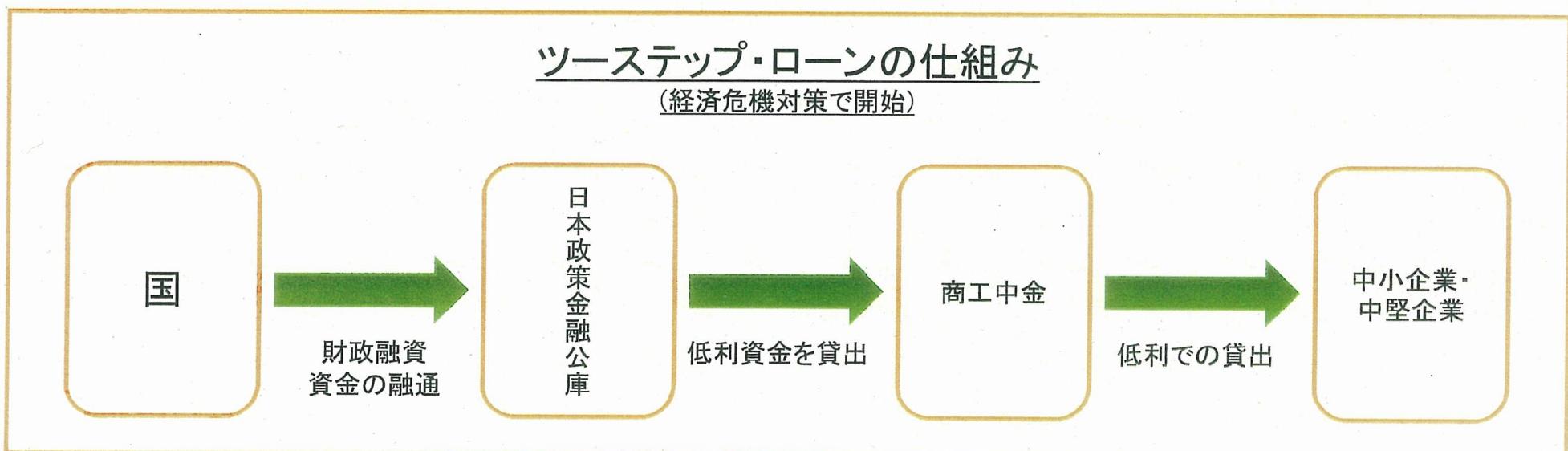
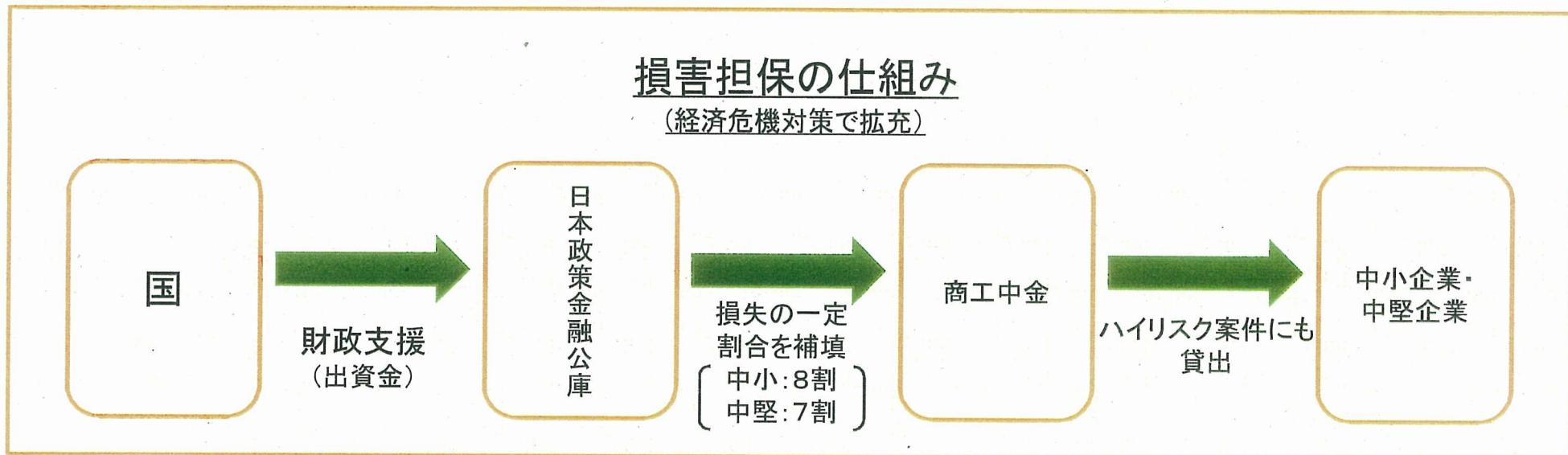
完全民営化時期

- 政府保有株式を全て処分する期限「平成24年4月1日」から起算して概ね5~7年後を目途とする(改正前は平成20年10月1日が起算点)。

検討規定

- 平成23年度末までに、危機対応業務の実施状況、社会経済情勢等を踏まえ、危機対応業務のあり方、政府保有株式の処分のあり方及び国の関与のあり方について検討し、必要な措置を講じる。
- 上記の検討を踏まえ、必要な措置が講じられるまでの間、政府保有株式を処分しない。

(参考1)商工中金による危機対応業務の概要



(参考2)商工中金の財務基盤と今回の措置について

【平成20. 9. 30時点】

民間出資
1,171億円

政府出資
4,054億円

剰余金
1,687億円

【平成20. 10. 1時点】

民間株式
1,171億円

政府株式
1,016億円

特別準備金
計4,008億円
(3,038億円)
(970億円)

剰余金
716億円

【今回の措置】

危機対応貸付の拡大に
対応して財務基盤を強化

危機対応準備金
1,500億円

(参考3)追加された主要な条文

○危機対応準備金の創設(原始附則第一条の二)

(危機対応準備金)

- 第一条の二 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 政府は、平成二十三年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資することができる。
 - 3 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)」とする。

○危機対応準備金の国庫納付(本則第四十五条)

(国庫納付金)

- 第四十五条 商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、危機対応準備金の額から減額するものとする。

○完全民営化等の再検討と政府保有株式処分の一時停止(改正法附則第三条)

(検討等)

- 第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組合中央金庫」という。)に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。